

(日本語)

改正家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）条文（抜粋）

(輸入検査)

第四十条第5項 家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（第四十六条の二第一項において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第一項若しくは第二項又は次条の検査を受けた物を除く。第四十六条の二第一項において同じ。）のうちに指定検疫物又は要検査物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(輸出検査)

第四十五条第5項 家畜防疫官は、本邦から出国する者（第四十六条の二第二項において「出国者」という。）に対して、その携帯品（第一項又は前項の検査を受けた物を除く。同条第二項において同じ。）のうちに第一項各号に掲げる物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(入国者及び出国者に対する質問等)

第四十六条の二 家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品のうちに要消毒物品（監視伝染病が現に発生している地域において使用された物品であつて家畜防疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次項及び次条において同じ。）が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

- 2 家畜防疫官は、出国者に対して、その携帯品のうちに要消毒物品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる

(入国者及び出国者の携帯品の消毒)

第四十六条の三 家畜防疫官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、これらの検査に係る携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該要消毒物品を消毒することができる。

(協力の要請)

第四十六条の四 動物検疫所長は、この章の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、船舶若しくは航空機の所有者若しくは長（長に代わつてその職務を行う者があるときは、その者）又は港若しくは飛行場の管理者（次項において「船舶の所有者等」という。）に対し、第四十六条の二第一項又は第二項の質問に関する書類の配布、検疫の手續に関

する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

- 2 船舶の所有者等は、動物検疫所から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

(罰則)

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 十一 第四十条第五項、第四十五条第五項若しくは第四十六条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 十五 第四十六条の三（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避したとき。